



長野県報

4月22日(月)
平成31年
(2019年)
第3069号

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... 1

公告

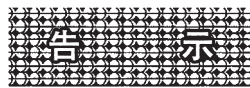
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)..... 2

土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)..... 2

建設業の許可の取消し(建設政策課)..... 3

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... 7

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 8



長野県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課